

2009年
12月15日
No.83

さざなみ

〒520-0043
大津市中央1丁目5-25
小堀マンション2030号室
さざなみネット
(金融労連・全国金融産業労働組合滋賀支部)
TEL・FAX 077-522-7868

財務省近畿財務局大津理財事務所・滋賀労働局・大津基準監督署へ要請 金融機関の労働実態改善のための指導強化を 当面の「金融行政」について

さざなみネットは、滋賀銀行従業員組合とともに、11月27日に滋賀労働局および大津労働基準監督署、12月14日に財務省近畿財務局大津理財事務所を訪問し、要請を行いました。これは、金融労連の統一要請書(下記)に基づき全国で統一して行われているものです。

滋賀労働局と大津労働基準監督署では、特に労働安全委員会の正常な稼働を早急に行うよう指導を求めました。



大津財務事務所での要請行動

大津理財事務所では、金融リスク商品の販売実態、成果主義賃金との関連、メンタル面への状況など職場実態を訴え、指導を要請しました。

地域金融機関の社会的責任は大きく、労働組合の役割が、さらに重要になっていることを実感しました。



滋賀労働局での要請行動

財務省近畿財務局大津理財事務所 御中

当面の「金融行政」に対する要請



- 1、中小企業金融の円滑化のため、不良債権比率の低さや収益性・効率性の高さではなく、中小企業への融資割合や企業支援の取組状況、地域貢献度など、金融機関としての社会的役割の発揮度を重視した金融監督行政に改めること。
- 2、金融リスク商品の販売に当たっては、説明義務や適合性原則など金融商品取引法の遵守を徹底させること。無理な勧誘につながる従業員へのノルマ(目標)はやめさせること。
- 3、金融検査について、従業員が深夜残業や休日出勤を行わなくてもすむよう改善を図ること。
- 4、金融機関の12月30日の休日化の実現に努力すること。
- 5、東京海上日動火災保険の「外務社員切捨て争議」、AIGスター生命保険の「嘱託事務員解雇争議」の早期解決に努力すること。

滋賀労働局・大津労働基準監督署 御中

金融機関の労働実態改善のための指導強化の要請

- 1、早朝を含め賃金不払い残業に対する金融機関への指導を一層強化すること。
- 2、管理監督者の範囲について、金融機関の実態を調査し、旧労働省通達に基づき指導すること。
- 3、金融機関の長時間労働是正のため、慢性残業・休日出勤の改善や休暇の取得促進を図るよう指導すること。
- 4、パワハラやメンタルヘルス対策を徹底するよう指導すること。



岩波美智子さん 画

最近、職場では、「怒鳴り声が続かない」「性格を無視した人事が多い」「メンタル不全の仲間が多い」など問題になっています。人間はそれぞれ能力を持っており、適材適所が重要です。掛け替えのない人生、みんなが有意義に暮らせるようになりますように。

適材適所で、有意義な人生を

びっくしたのは、楽譜も何もなく演奏されていたことです。「小さいときに脳性麻痺になり、今でも楽譜が読めません。母が、いろいろさせてくれましたが、やっとバイオリンに行き着き、学校も行け、仕事もできるようになりました」と言っておられました。

職場の声

バイオリンの独奏会に感動

近くの喫茶店で、バイオリンの独奏会がありました。地元の郵便配達員さんによる演奏で、楽しいひと時を過ごしました。

